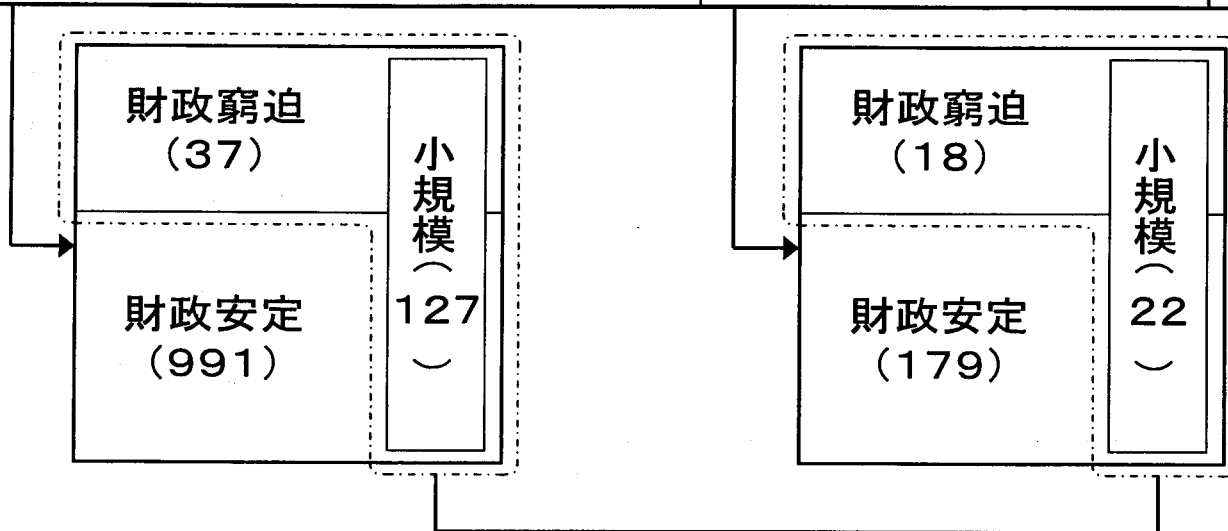


地域型健康保険組合について

健保組合の現状と方向性

- 健保組合の約8割は概ね県内単位で設立されている。
- 保険料率を高くせざるを得なかったり、小規模なため、安定した保険運営が困難な健保組合について、再編・統合の受け皿を整備する必要がある。

概ね県内(1225)		全国展開(359)
単一健保組合(1028)	総合健保組合(197)	



※健保組合数(1584)は平成16年度末現在

再編・統合の受け皿としての地域型健保組合の設立

※1 財政窮迫組合…法定給付費及び拠出金に要する保険料率が90%超の組合
 ※2 小規模組合……被保険者数が、単一組合で700人、総合組合で3,000人に満たない組合

地域型健康保険組合の概要

目 的：小規模・財政窮迫組合の再編・統合

設立形態：以下の要件を満たす合併による。

①同一都道府県内に展開している組合の合併であること

②小規模・財政窮迫組合を含む合併であること

注：同一都道府県内において複数の地域型が設立されること
もあり得る。

規制緩和：①同種同業要件の撤廃（企業・業種を超えた合併可）

②一定期間（最長6年）、合併前の健保組合ごとに別建の料
率を設定することを認める。

③一定期間（最長6年）、合併前まで保有していた積立金に
ついて、合併前の健保組合ごとに別管理することを認める。

注：②については健保法に規定。

合 併：設立時と同様の要件を満たす場合に限り認める。

指定組合：対象とする。

地域型健康保険組合にかかる取扱いについて

1. 設 立

組合規約の組合員の範囲が複数都道府県にまたがっている組合であっても、すべての設立事業所が同一都道府県の区域に所在していれば、地域型組合の対象。(地域型組合の区域に関する要件については、健康保険法附則第三条の二第一項第一号において「合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも同一都道府県の区域にあること」とされている。)

2. 合 併

健康保険法等の規定に基づき合併することが可能。

ただし、合併後の組合形態を引き続き地域型組合とする場合には、当該合併が、健康保険法附則第三条の二第一項に掲げる要件に該当していることが必要。

3. 分 割

健康保険法等の規定に基づき分割することが可能。

ただし、地域型組合の分割によって地域型組合を形成することは、地域型組合が健康保険法附則第三条の二第一項に掲げる要件に該当する「合併」によってのみ形成されるものであることから、認められない。(地域型組合の分割によって形成される組合は、いずれも、単一組合又は総合組合にしかなりえないということ。)

4. 事業所の編入

健康保険法等の規定に基づき設立事業所を編入させることが可能。

ただし、編入することができる事業所については、合併前の組合に編入することができる事業所のうち当該地域型組合の設立事業所と同一の都道府県内に所在する事業所に限られる。

5. 事業所の脱退

健康保険法等の規定に基づき設立事業所を脱退させることが可能。

6. 解 散

健康保険法等の規定に基づき解散することが可能。

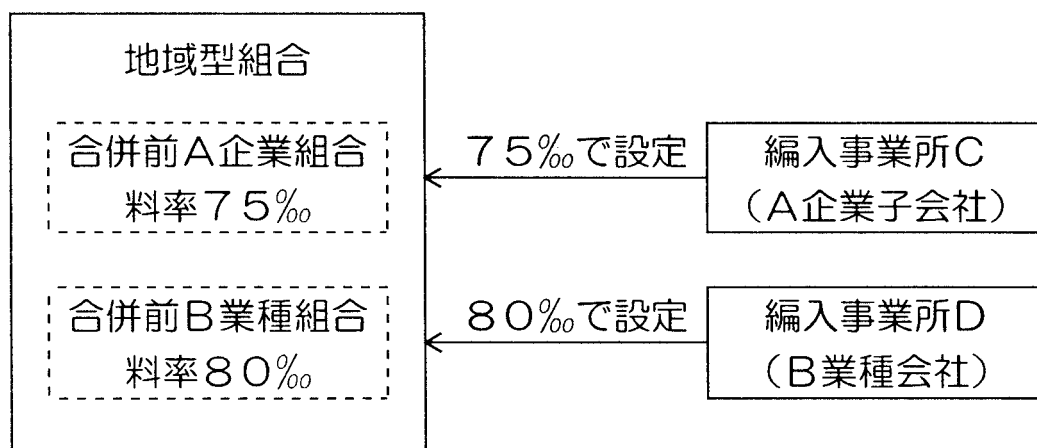
7. 一般保険料率

不均一の一般保険料率（以下「料率」という。）については、健康保険法施行令第二十五条第二項において、合併前の組合を単位に設定することとされていることから、編入する事業所について、新たな料率を設定することはできない。

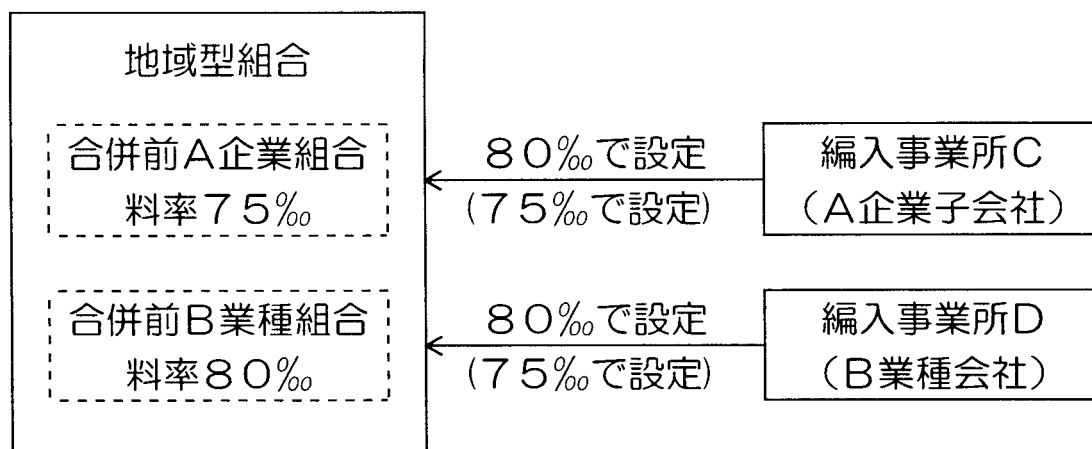
従って、編入する事業所の料率については、各組合において、合併前の組合を単位に設定されている料率をもとに設定することとなる。

しかしながら、料率の設定方法によっては、保険としての危険分散が十分に図られない恐れや編入事業所間の負担に不公平を招く恐れがあることから、実際には、以下に掲げる方法のうちから選定することとなる。

- (1) 編入する事業所の企業又は業種に着目し、その企業又は業種に対応する合併前の組合に設定された料率を設定する方法



(2)すべての編入する事業所について不均一の料率のうちから選定した同一の料率を設定する方法



なお、料率の設定方法については、透明性を確保する観点から、組合規約に規定することが必要。

8. 指 定

健康保険法施行令に定める指定の要件に該当する場合は、厚生労働大臣の指定を受ける。

9. 事務費負担金

平成18年度の単価については、平成17年12月12日保保発第1222001号「健康保険組合の平成18年度予算の編成について」の「第2予算の積算について」の1(1)に示している「その他の組合」の単価(25円)を適用。

10. 給付費等臨時補助金(合併促進経費を含む)

交付要件に該当する場合は、申請を行うことにより交付を受けることが可能。